

（車体）

第71条 乗用に供する軽車両の車体は、安全な乗車を確保できるものでなければならない。

- 2 乗用に供する軽車両の座席及び立席については、第22条第1項（座席の向きに係る部分を除く。）、第2項、第5項及び第6項、第22条の2、第23条並びに第24条の規定を準用する。